

(資料13-3)

新宿区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領

平成26年7月1日

26新みみ管第471号

みどり土木部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平成17年6月10日付17新宿区危危第181号。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、新宿区立公園及びこれに類する施設(以下「公園等」という。)における防犯カメラの設置及びその運用に関し、要綱を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(防犯カメラの設置基準)

第3条 公園等における防犯カメラの設置は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り行うことができる。

- (1) 当該公園等で犯罪又は迷惑行為の発生の事実があった場合
- (2) 当該公園等で特に犯罪又は迷惑行為の発生のおそれがある場合
- (3) 当該公園等における犯罪又は迷惑行為の防止のため相当の理由があると認められる場合

2 公園等における防犯カメラの防犯カメラ管理者(以下「管理者」という。)は、公園等に防犯カメラを設置するに当たっては、警察その他の関係機関から必要な助言を受けるものとする。

(防犯カメラの廃止及び撤去)

第4条 管理者は、防犯カメラを設置した公園等について、前条第1項各号に掲げる状況が改善されたと認めるときは、当該防犯カメラを廃止しなければならない。

2 前項の規定により廃止した防犯カメラについては、速やかにこれを撤去するものとする。

(防犯カメラの設置等に係る報告の聴取)

第5条 管理者は、公園等に防犯カメラを設置し、若しくは防犯カメラの運用の方法の変更(設置台数の変更を含む。)をし、又は防犯カメラを廃止するに当たっては、当該防犯カメラの防犯カメラ取扱者(以下「防犯カメラ取扱者」という。)に対し、防犯カメラ等の設置に関する報告書(第1号様式)を作成させ、管理者及び当該防犯カメラの防犯カメラ取扱責任者(以下「防犯カメラ取扱責任者」という。)に提出させるものとする。

(画像の保管期間に係る報告)

第6条 防犯カメラ取扱者は、要綱第7条第1項に規定する画像の保管期間を超えて画像の保管が必要と認めるときは、あらかじめ、管理者及び防犯カメラ取扱責任者に対し、画像保管延長理由書（第2号様式）を提出し、その旨を報告しなければならない。

（画像の複製又は印刷に係る報告）

第7条 防犯カメラ取扱者は、画像の複製又は印刷が必要と認めるときは、管理者及び防犯カメラ取扱責任者に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

（画像情報の提供要求に係る報告）

第8条 防犯カメラ取扱者は、要綱第8条第1項第2号又は第3号の規定により、同項に規定する画像情報の提供を求められたときは、管理者及び防犯カメラ取扱責任者に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

（苦情等及び事故に係る報告）

第9条 防犯カメラ取扱者は、要綱第9条に規定する苦情等を受けたとき又は要綱第10条第2項に規定する事故があったときは、管理者及び防犯カメラ取扱責任者に対し、速やかに、その事実を報告しなければならない。

（運用状況に係る報告）

第10条 防犯カメラ取扱者は、毎月の防犯カメラの運用状況について防犯カメラ運用状況報告書（第3号様式）を作成し、管理者及び防犯カメラ取扱責任者に対し、翌月の7日までに報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、防犯カメラ取扱者は、防犯カメラの運用状況について防犯カメラ運用状況記録簿（第4号様式）を作成し、年1回以上、その内容を管理者及び防犯カメラ取扱責任者に報告するものとする。

（外見上の防犯カメラへの準用）

第11条 第3条から第5条まで及び第9条（同条の苦情等を受けたときに係る部分に限る。）の規定は、公園等における要綱第11条に規定する防犯カメラ以外の物について準用する。

（研修）

第12条 管理者は、防犯カメラ取扱責任者及び防犯カメラ取扱者に対し、年1回以上、防犯カメラの適正な運用に関する研修を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。